

3

相続時精算課税制度

2,500万円までの贈与については贈与税がゼロに

贈与税と相続税の課税を一体化して、親からの生前贈与について、遺産相続時に税額を精算する制度～相続時精算課税制度～があります。

この制度を使うと2,500万円までの贈与については、贈与時は贈与税が非課税となるので、親の生前に多額の援助を受けることができます。

特例のあらまし

相続時精算課税制度は、父母または祖父母からの生前贈与について、受贈者の選択により、従来の贈与税制度に代えて、贈与時に贈与財産に対して通常より軽減された贈与税を納税し、相続発生時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、すでに支払ったその贈与税額を控除することにより最終的に相続税で精算する制度です。

(1) 適用対象者

この制度の適用対象となる贈与者は、贈与の年の1月1日で60歳以上の父母または祖父母、受贈者は贈与の年の1月1日で20歳以上（令和4年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上）の推定相続人（代襲相続人を含みま）および孫です。

(2) 適用手続

この制度の選択を行おうとする受贈者は、原則としてその選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付することにより行います。この選択は、受贈者である兄弟姉妹が、各々贈与者ごとに選択が可能で、最初の贈与の際の届出により相

続時までこの制度は継続して適用されます。

(3) 適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数に、制限はありません。

(4) 税額の計算

① 贈与税額の計算

この制度の選択をした受贈者は、この制度に係る贈与者からの贈与財産については他の贈与財産と区別して申告を行います。

その贈与税の額は、選択をした年以後については基礎控除110万円を控除せず、贈与財産の価額の合計額が非課税枠の2,500万円（特別控除）に達するまでは贈与税は非課税、2,500万円を超えた場合は超えた部分に対して一律20%の税率を乗じて算出されます。

（注）この制度を選択した受贈者が、この制度に係る贈与者以外の者から贈与を受けた場合には、贈与財産の価額の合計額から基礎控除110万円を控除し、通常の贈与税率を乗じて贈与税額を計算します。

② 相続税額の計算

この制度の選択をした受贈者は、この制度に係る贈与者からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産を合算して通常の課税方式（相続税の章をご参照ください）により計算した相続税額から、すでに支払ったこの制度に係る贈与税相当額を控除し、その差額を納付します。なお、支払った贈与税額が相続税額を超える時は、その超える部分の還付を受けることができます。

この場合、相続財産と合算する贈与財産の価額

は、贈与時の時価となります。

■住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例

(1) 特例のあらまし

令和3年12月31日までに父母または祖父母（年齢制限なし）から、その年1月1日現在20歳以上（令和4年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上）の直系尊属である推定相続人および孫が自己の居住の用に供する一定の家屋の新築・取得（これらの家屋とともに取得するその敷地の用に供される土地・借地権を含みます）または工事費用が100万円以上の一定の増改築をするための資金の贈与を受ける場合に限り、適用を受けることができます。

(2) 「一定の家屋」とは

この特例の適用対象となる「一定の家屋」と

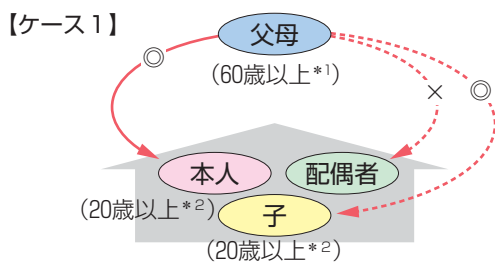
は、「直系尊属からの住宅取得等資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」の適用対象となる家屋と同じになりますが、面積についての上限はなく、床面積が240㎡以上の住宅についても対象となります（59ページ(3)参照）。なお、この制度についても贈与を受けた翌年の3月15日までに新築・取得または増改築した家屋に居住するか、居住していない場合でも、遅滞なく居住することが確実であると見込まれるときは適用が認められますが、贈与を受けた翌年12月31日までに居住開始していなければ、修正申告書を提出して通常の贈与税と延滞税を納めなければなりませんので注意が必要です。

(3) 手続き

この特例を受けるためには、贈与を受けた者が贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日（贈与税の申告は所得税の確定申告より15日早く始まります）までに、贈与税の申告書に特例の適用を受ける旨を記載し、計算の明細書その他財務省令で定める書類を添付して申告する必要があります。

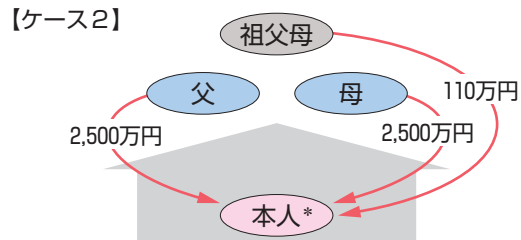
相続時精算課税制度（まとめ）

〈適用の有無〉



- ◎……相続時精算課税制度の適用あり。
- ×……相続時精算課税制度の適用なし。
- * 1…住宅取得等資金は年齢制限なし。
- * 2…令和4年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上

〈相続時精算課税制度と贈与税の基礎控除額〉



相続時精算課税制度は父母または祖父母のそれぞれについて選択ができます。

また、この制度の適用を受けていない者からの贈与については、贈与税の基礎控除額110万円の適用があります。

したがって、このケースでは贈与税は無税で、5,110万円の贈与を受けることができます（ただし、父および母からの2,500万円については相続税で精算が行われます）。

（注）上記にプラスして「直系尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」の非課税枠（贈与を受ける年、取得等する家屋に応じて300万円～3,000万円）を使うことができます。

* 相続時精算課税制度は20歳以上（令和4年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上）